

「物流の2024年問題」対策へのご協力依頼について

物流の2024年問題とは？

2024年度から、トラックドライバーの時間外労働の上限規制により、労働時間が短くなることで輸送力が不足し、物流が停滞しかねない「物流の2024年問題」に直面しています。

国の「持続可能な物流の実現に向けた検討会」では、2024年問題に対して何も対策を行わなかった場合には、営業用トラックの輸送能力が2024年には14.2%、さらに2030年には34.1%不足する可能性がある」と試算しています。

運送事業者の取組

2024年問題への対応として、効率的な物流を実現するために、運送事業者は以下の事項について取り組んでいます。

- ◆ドライバーの確保・育成 ◆DXの推進による生産性の向上 ◆賃金を含む労働条件・職場環境の見直し
- ◆荷主等への荷待ち時間削減等の働きかけ ◆輸送コストの見直し ◆運行計画の見直し・効率化 など

しかし、物流が直面している諸課題を解決し、更なる物流効率化を進めていくには、**運送事業者のみの取組には限界**があります。

政府は、荷主、事業者、一般消費者が一体となって我が国の物流を支える環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、令和5年3月に「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」を設置しました。

国の施策 ～我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議～

物流革新に向けた政策パッケージ

令和5年6月に「物流革新に向けた政策パッケージ」がとりまとめられ、「**商慣行の見直し**」、「**物流の効率化**」、「**荷主・消費者の行動変容**」という3本の柱に沿った諸施策について、関係省庁が一丸となり取り組むこととなりました。



政策パッケージ

物流の適正化・生産性向上に向けた 荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン

「政策パッケージ」に基づく施策の一環として、発荷主事業者・着荷主事業者・物流事業者が早急に取り組むべき事項をまとめたガイドラインを策定。

【ポイント】

トラックドライバーの1運行あたりの荷待ち、荷役作業等にかかる時間が推計で約3時間とされていることから、これを**荷主事業者の取組によって1時間以上短縮し、2時間以内とする**ため、発荷主事業者及び着荷主事業者に対して、**荷待ちや荷役作業等にかかる時間を把握**することや、物流への負担となる**商慣行の是正**や、**運送契約の適正化**について定めています。



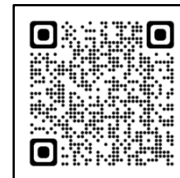
ガイドライン概要



ガイドライン本文

物流革新緊急パッケージ

令和5年10月に、「政策パッケージ」のうち賃上げや人材確保など、早期に具体的な成果が得られるよう可及的速やかに各種施策に着手するとともに、2030年度の輸送力不足の解消に向け可能な施策の前倒しを図るべく、緊急的に取り組むため「物流革新緊急パッケージ」を公表しました。



緊急パッケージ

それ、違反原因行為です！

荷主・元請事業所はガイドラインを遵守してください。

恒常的に長い荷待ち時間



⇒過労運転防止義務違反を招くおそれ

無理な到着時間の設定



⇒最高速度違反を招くおそれ

過積載になるような依頼



⇒過積載運行を招くおそれ

他にも、以下の行為が違反原因行為となることがあります。

- **依頼にない附帯業務**…契約にない手作業での積込作業、ラベル貼り、検品の強要
- **運賃・料金の不当な据置き**…運賃・燃料サーチャージの価格交渉に応じない
- **ドライバーの拘束時間超過**…尋常ではない荷物量の配達を指示
- **異常気象時の運行指示**…気象警報が出ているにもかかわらず運行指示をする

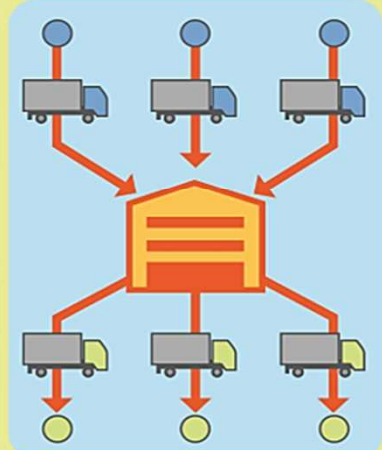
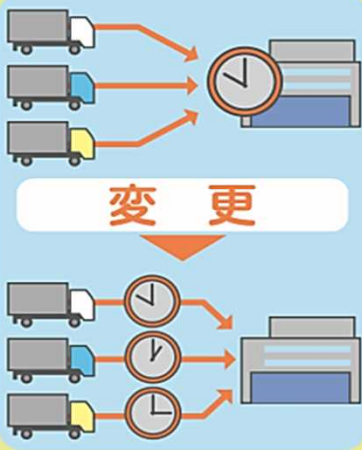
荷主とトラック事業者が連携して取り組んでいただきたいこと

予約システムの導入
納品日時の分散

高速道路利用促進
リードタイム延長

フェリーの活用
パレット化

中継輸送の導入
積卸場所の集約



トラック事業者から荷主にお願ひすること

●適正な運賃の支払い

…ドライバーの労働環境改善や働き方改革に取り組むため、「標準的な運賃」を指標とした適正な運賃を支払う

●運送以外に発生する料金の支払い

…燃料サーチャージや附帯作業料金、高速道路利用料など

